

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

いじめの問題への対応について（通知）

このことについては、平成 27 年 4 月 14 日付け教生学第 38 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知により、11 月末日の状況について報告をいただくことになっておりますが、岩手県矢巾町の事案のように、本道においても学校がいじめと認知せず、組織的な対応が行われないままとなっている事案等が残されている可能性があり、より慎重に実態を把握し対応する必要があります。

ついでには、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対して、次の点を踏まえて、いじめを積極的に認知するとともに、いじめの解消に向け、適切な対応がなされるよう、改めて指導助言願います。

なお、管内で開催される市町村教育委員会教育長会議などの場においても、別添資料を活用するなど、本通知の内容について周知するとともに、改めて、「北海道いじめ防止基本方針」の内容について確認願います。

記

1 いじめの積極的な認知に当たっての留意点

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものを全てを認知件数として計上すること。
- (2) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。
- (3) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことになるものではない。）についても遺漏なく認知件数として計上すること。
- (4) 対人関係のトラブルと捉えている事例の中に、いじめと認知すべきものがあるという可能性を踏まえ、慎重に確認すること。
- (5) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (6) 別添資料「いじめの積極的な認知に当たって」の 4 を参照するなどして、校内で共通理解を形成した上で、いじめの把握に努めること。

2 その他

上記 1 を参考に、平成 27 年 4 月 14 日付け教生学第 38 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知に基づき実施している「いじめの問題への対応状況の調査」の報告を行うこと。

（生徒指導・学校安全グループ）

「いじめの積極的な認知に当たって」

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということ十分に認識することが必要です。

各学校においては、いじめの問題に適切に対応するため、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立つことが求められています。

1 いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知に関する考え方

文部科学省は、いじめの認知に関する聴き取り調査の結果を踏まえ、次のような「いじめの認知に関する考え方」を提示しています。

いじめの認知に関する考え方（文部科学省：平成27年8月17日付け文書）

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

3 いじめの認知に当たっての留意事項

上記2「いじめの認知に関する考え方」を踏まえ、各学校において、いじめを積極的に認知するに当たっての留意点として、次のような事項が挙げられます。

いじめの認知に当たっての留意事項

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものを全てを認知件数として計上すること。
- (2) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくとも、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。
- (3) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (4) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認すること。
- (5) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (6) 次ページに示す「4 具体的な事例」を参照するなどして、いじめについて校内で共通理解を形成した上で、いじめの把握に努めること。

4 具体的な事例

文部科学省から、いじめの認知について、次のような具体的な事例を示されました。これらの事例を参考に、校内での共通理解を形成した上で、いじめの積極的な把握に努めてください。

事例 1

- 定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答した。後日、A君に面談で確認した内容は以下のとおり。(A君、B君、C君の証言は一致)
 - ・ 体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスを責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。
 - ・ しかし、B君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。
 - ・ その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

定義に照らしていじめとして認知

- ・ いじめの初期の段階やごく短期間のうちに解消した事案についてもいじめとして認知

- ・ A君とB君の関係は今後も留意して見ていく必要あり

事例 2

- 「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。
 - ・ B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。
 - ・ 楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると(自分(C君)はA君が、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが)「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。
 - ・ B君が「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。
- 後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことはしないで。」と言った。
- 後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。

定義に照らしていじめとして認知

- ・ 本人が否定しても、いじめとして判断できるものであるから、いじめとして認知

- ・ いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続きそのことに留意して対応する必要あり

事例 3

- 定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。
 - ・ A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。
 - ・ B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。この暴力については、A君も認めており、保護者に來校いただき指導するとともに被害者に謝罪もしている。
 - ・ しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。
 - ・ A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。

定義に照らしていじめとして認知

- ・ 双方がいじめを主張しているため、「けんか」と判断する可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要があり、A君の「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知

- ・ A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導すること

事例 4

- 保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。
 - ・ 具体的に誰からどのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したがらない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめに違いないと思っているとの説明だった。
 - ・ A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったかとか、ゲームをするとか細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。
 - ・ 学校で嫌なことはあるかと聴くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。
 - ・ 後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると、「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。

いじめとして認知しない

- ・ 事例に示した情報からは現時点でいじめの事実が確認できないため、いじめとして認知しない

- ・ 母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握し(その後、母親の訴えのとおりいじめが判明することもあり得る)、家庭との連絡を密にして対応する必要あり